

令和2年度 就学援助のお知らせ

紋別市教育委員会

紋別市教育委員会では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的にお困りのご家庭に学用品費や給食費など一定の教育費の援助を行っています。

援助を希望される方は、申請書に必要な証明書等を添付して、申し込み期間内に学校へ提出してください。

教育委員会で必要に応じ実態調査し、援助するかどうかを決定いたします。

なお、就学援助の申請は、年度ごとに必要となりますので、すでに援助を受けられている方も申請書の提出が必要となります。

●この援助の申請対象となる方

紋別市内に在住しており、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、教育委員会が定める収入基準未満で、次のいずれかに該当する方。

同一生計世帯の年収の合計が一定の基準を超えると、下記に該当しても認定とならない場合があります。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 生活保護が停止又は廃止された方 | ② 市民税が非課税又は減免された方 |
| ③ 国民年金保険料が減免された方 | ④ 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方 |
| ⑤ 児童扶養手当が支給された方 | ⑥ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方 |
| ⑦ その他経済的理由により学校で必要な費用の支払いが困難な方 | |

※ なお、特別な事情（失業・離婚・長期療養・火災・交通事故など）により、学校で必要な費用の支払いが困難な世帯については、収入基準によらないで認定する場合がありますので、教育委員会にご相談ください。

※ 年度途中で学校への支払いが困難になられた場合など、提出期限以降も随時申請を受け付けますので、学校にお申し出ください。ただし、認定・支給が遅れたり、減額(月割り)又は支給されない費用があります。

●受けられる援助費目

学用品費等、新入学準備費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、体育実技用具費、通学費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム費（※詳しくは、別紙「援助費目一覧について」を参照してください。）

【重要！注意！】 必ずお読みください。

卒業アルバム費については小学6年生、中学3年生に一定額支給となります。

2月に保護者口座にお振り込みいたします。

クラブ活動費については、「クラブ活動用具購入等申請書」に必要事項を記入し、学校長及び顧問の先生の確認印をもらい、必ず領収書等を貼付して申請してください。領収書等を貼付できない場合は支給できませんので、大切に保管してください。

なお、クラブ活動とは直接関係の無い経費（記念写真代、お弁当代等）は対象となりませんので、ご注意ください。また、支給対象となる小学校クラブ活動については、学習指導要領によるクラブ活動及びクラブ活動に順ずる活動（金管バンド）としますが、少年団活動は対象外となります。

学校給食費については、4～6月分は先に口座振替によりお支払いいただき、認定後、保護者の個人口座へ返付いたします。

●認定基準のめやす

紋別市では、生活保護基準に基づき認定範囲を定めています。

I. 認定限度額

認定限度額は、生活保護基準の1.3倍となっておりますが、家族の年齢構成や家賃負担の有無によって下記の金額は多少異なりますので、あくまでも認定の一つのめやすとしてご理解願います。

〈モデル世帯〉…家賃負担ありの場合

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
認定限度額	2,771,589円	3,421,064円	4,002,008円	4,566,478円

II. 年間収入額

あなたの世帯全員（生計を一にする家族）の年間収入額を合算します。

ただし、収入額から控除される経費があります。社会保険料・所得税・市道民税額を収入額から控除します。ここで算出された金額を「年間収入額」といいます。

III. 上記（IとII）で算出した金額を比較したときに、「年間収入額」が「認定限度額」を下回っていれば、就学援助を受けられる可能性が高いと思われます。

●援助の申し込み方法と提出期限

I. 申請書と以下の添付書類を提出

●申請書「令和2年度 就学援助費申請書（兼世帯票）」〈別紙〉

※申請書中の「世帯の状況」欄には、現在生計を一にしている家族全員（申請児童生徒は除く）を記入してください。

- ・生計を一にしている家族とは、同居・別居にかかわらず生活費を同じくしている家族です。例えば、外に進学しているが生活費等を仕送りしており生計と一緒にしているお子様、同居中で生計と一緒にしている親族又は別居しているが定期的な仕送りのある親族などが該当します。
- ・二世帯住宅等に居住しており、生計を別にして親族の場合は、「世帯の状況」欄への記入は不要です。

●添付書類 世帯の中で収入のある方全員の2019年分（1月～12月）の収入を証明する書類

- ①給与収入の方（会社などにお勤めの方、パート収入の方）
勤務先で発行する「平成31年または令和元年分給与所得者の源泉徴収票」の写し
- ②事業所得者の方
所得税の確定申告をしたときにもらう
「平成31年または令和元年分の所得税の確定申告書（控）」の写し
- ③上記書類のない方は、事業主の給与支払証明書を添付してください。

II. 申請書の提出先

在籍する各小中学校

（小学校と中学校に兄弟姉妹がいる場合は、それぞれの学校に申請書及び委任状を提出してください）

III. 申請書提出期限

令和2年4月17日（金） 《期日を必ず守ってください》

※期日までに提出がなければ、4月1日付の認定とはなりません。

●認定・否認定について

就学援助費の認定作業につきましては、市税務課に収入調査を行うため、収入額確定以降（市道民税納付書発布後）となりますのでご了承願います。

また、認定・否認定にかかわらず、認定の可否について、6月下旬頃に保護者の方へ書面で通知します。

●お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

紋別市教育委員会学務課学務係〔Tel 24-2111 内線420番〕

別紙

援助費目一覧について

支給金額は、それぞれ国で定められた額又は教育委員会で定めた額を上限として支給します。

援助費目	支給内容	支給方法	支給時期
学用品費等	各教科及び特別活動の学習に必要な学用品費 (各学年の児童・生徒又は校長に一定額支給)	保護者の個人口座に振り込み 又は校長委任により支給	10月・3月 (年2回)
新入学準備費	小学校及び中学校に入学するための準備費用 ※1 (新1年生のみ。4月1日付認定のみ一定額支給)	保護者の個人口座に振り込み	6月
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	見学旅行・宿泊研修等に参加するための費用 (参加する各該当児童・生徒)	校長委任により支給	各学校の 実施時期
修学旅行費	修学旅行に参加するための必要経費 (参加する各該当児童・生徒) 《こづかいを除く》	校長委任により支給	各学校の 実施時期
体育実技用具費	体育授業に必要なスキー・スケート用具費 小学校1・4年生、中学校1年生 (11月までに認定済みの方のみ一定額)	保護者の個人口座に振り込み	1月
通学費	交通機関を利用して通学するための費用 (片道小学校4km以上・中学校6km以上)	保護者の個人口座に振り込み	3月
医療費	むし歯、結膜炎・中耳炎の治療にかかる治療費 ※事前に学校に連絡し「医療券」をもらい、医療 機関にかかってください。(全学年)	教育委員会が医療機関に請求額を 支払う	毎月
学校給食費	給食費の実費額(全学年) ※4～6月分の実費支払い分を7月に返付します。	紋別市長委任により支給 保護者の個人口座に振り込み (返付のみ)	毎月 (7月返付)
クラブ活動費	クラブ活動に必要な用具等の購入費 ※2 (R1上限 小:2,730円、中:29,850円)	保護者の個人口座に振り込み	随時受付
生徒会費	生徒会費の実費額 (R1上限 小:4,610円、中:5,500円)	保護者の個人口座に振り込み 又は校長委任により支給	10月・3月 (年2回)
P T A 会 費	P T A 会費の実費額 (R1上限 小:3,410円、中:4,220円)	保護者の個人口座に振り込み 又は校長委任により支給	10月・3月 (年2回)
卒業アルバム費 (R2年度から)	卒業アルバム費 小学校6年生、中学校3年生(一定額の支給)	保護者の個人口座に振り込み	2月

- ・校長委任による支給は、保護者が校長に委任して、市から学校へ支給することになります。
- ・紋別市長委任による支給は、保護者が紋別市長に委任して、市から市の一般財源に支給することになります。

※1 4月1日付認定となった方のうち、前年度に「新入学学用品費」を受け取っていない方に限ります。

※2 クラブ活動費については、認定後に「クラブ活動用具購入等申請書」を提出していただくこととなり、用具等を購入した領収書等が必要となりますので、大切に保管してください。